

# 分校小学校育友会規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は、加賀市立分校小学校育友会（略称分校小PTA）と称し、事務所を分校小学校に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、家庭・学校・地域社会における本校児童の健全な育成と福祉の増進をはかり、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

## 第3章 会 員

第3条 本会は、本校児童の父母またはこれに代わるべき保護者および本校教職員をもって組織する。

## 第4章 会 計

第4条 本会の経費は、会費・事業収益金および寄付金をもってこれにあてる。会費の額ならびに資金調達の方途は総会で決める。

第5条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第5章 組 織

第6条 本会の役員は、次の通りとする。

会長 1名 副会長 4名

第7条 役員の任期は1か年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員の任務は、次の通りとする。

会長は、会務を統括し、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、1人がその職務を代理する。専門委員会を統括する。

幹事は、事務・経理を管掌する。

第9条 役員の選出および就任は次の通りとする。

会長・副会長は、該当学年の総意に基づいて推薦された候補者につき、総会の議を得て就任する。

第10条 本会に次の委員をそれぞれ若干名置く。

学年委員・専門委員会委員・会計監査委員

学年委員は、専門委員会委員をも兼ねるものとする。

第11条 委員は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

第12条 役員及び委員の任務は、次の通りとする。

役員は、役員会において会務の企画運営について審議する。

学年委員は、学年事業の企画・運営と所属する専門委員会事業の企画・運営に当たる。会計監査委員は、会計の監査に当たる。

## 第6章 集会

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、年1回以上開く。

第14条 役員会は必要に応じて開く。

第15条 学年委員は、各学年に代表を置き、必要に応じて学年委員会を開く。

第16条 専門委員会は、それぞれの会務の執行について必要に応じて開く。

第17条 会計監査委員会は、年度末その他会計監査の必要に応じて開く。

第18条 その他必要に応じて、学年総会を開くことができる。

## 第7章 顧問

第19条 会長は、委員会の同意を得て、本会の顧問を推薦することができる。

第20条 顧問は、重要会務につき、会長の諮問に応ずる。

## 第8章 規約の改正

第21条 本会の規約は、総会において、出席者の過半数の賛成によって改めることができる。

### 【付 則】

- ・平成23年 4月27日 一部改正
- ・平成27年 4月 一部改正
- ・令和 5年 4月28日 一部改正
- ・令和 6年 1月11日 一部改正